

地域情報メディアとしての図書館の意義

環境ツーリズム学部 T20076 藤島壮汰

第1章 探求内容

日本における図書館は、図書館法において「この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。¹⁾」と定義づけられている。多くの人がイメージする、図書の貸し出しと管理だけが図書館の役割ではないことがこの定義文から見てとれる。図書館法の制定は昭和25年まで遡る。現在も定義自体は変わらないわけだが、社会の状況も大きく変わってきている。そのため、定義は同じでも図書館に期待される役割や図書館としての存在意義は大きく変わってきていると考えられる。今回は、本講義で触れられたデジタルデータの普及と利用、大衆向けメディアではない地域に特化したメディアの存在の視点から、地域情報メディアとしての図書館の意義に加え、サービス提供の在り方の変化について探求していく。

第2章 図書館に期待される地域情報メディアの性格とは

第1節 地域情報メディアの特徴

地域情報メディアは情報媒体のみが主体となるのではなく、地域住民が情報の発信者となることやその運営への主体的な参加がしばしばある。そのため、地域住民を受動的な情報の受け手から主体的な情報発信者へと変える性格を有す。現代の知識循環型社会においては情報を受取るだけでなく、地域や個々の抱える課題を受取った情報を利用して改善する、あるいは情報を発信することが求められており、まさにその姿勢を体現するための媒体が地域情報メディアである。

また、地域情報メディアには地域のニーズや特徴が大きく反映されるため、生活に必要な情報を取捨選択しやすい。地域のアピールによるファンの確保等にもうってつけである。

以上の観点から整理すると、地域住民を巻き込んで情報を循環させ、大衆としてのニー

¹⁾ e-GOV 「法令検索 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）」

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000118>

ズや関心事だけでなく、少数派のニーズをも満たすところが地域情報メディアの特徴である。

第2節 図書館の独自の取り組みによる地域貢献

地域の図書館は、どのような手法や分野で地域貢献しているのだろうか。また、地域貢献の在り方に感じ取られる地域情報メディアの性格は何だろうか。

今回取りあげるのは、青木村図書館での取り組みである。青木村図書館は、1983年に開館し、現在の図書館は平成15年に竣工された。図書館内は、木のぬくもりを感じられる安らぎ空間を演出している。蔵書は5万冊余りと、村立図書館にしては規模が大きい。青木村図書館が力を入れていることは、子育て支援と幼児教育、地域にゆかりのある人の絵本や図書の展示と管理である。

1つ目の子育て支援と幼児教育を説明する。青木村図書館では、向いにある保育園との交流が非常に盛んである。各クラスが毎週一回図書館を訪れて、読み聞かせ等の交流が行われている。また、利用者の多くは保育園帰りの保育園児と保護者であり、絵本の貸し出しが主なモノとなっているようだ。また、注目すべき取り組みとして「ブックスタート」がある。これは役場の住民福祉課と協働で行っている取り組みである。内容としては、10ヶ月検診の幼児に読み聞かせを行うとともに、絵本を無償であげている。公共性を持つサービスの提供により、子育て世代の支援を行っている。

地域社会では、少子化で子育てや教育面で十分にニーズを反映しにくい部分があると考えている。その一方で、今回取りあげた青木村図書館の取り組みは、地域で子育てをする保護者に子育てをする場を提供している。また、子供の興味や関心を広げるひとつの手段となっている。一見、生活の一部としか捉えられないかもしれないが、図書館という場所で様々な情報に触れて、社会に参画するきっかけを作っている。授業の一環ではあるものの、保育園と図書館の交流は情報を得るだけでなく、社会に出る体験ができる。もちろん子供だけでなく、保護者や保育士が新たに絵本や図書館に興味や関心を示し、情報を得る手段として用いる効果も期待できる。

1つ目の取り組みによって期待できる地域貢献の効果は、子供や子育て世代を中心に全世代が情報を自身で求めて生活の中に活かし、さらには興味関心事を広げる効果であると捉えられる。

2つ目の地域にゆかりのある人物の図書の展示と管理は、青木村出身の偉人が手がけた絵本や図書のコーナーをつくり周知している。また、五島慶太未来創造館や歴史文化資料館が図書館に隣接している。そのため、隣接する施設が取り扱う人物についての図書による紹介なども行っている。この取り組みにより、地域の偉人や歴史を知るきっかけを提供する。地域情報メディアでは主体性が重要になるが、興味があるもの以外は主体的に捉えようとは思わない。しかし、一度触れると興味が湧く分野も多い。そのひとつが、地域の歴史やゆかりのある偉人に関しての情報ではないだろうか。昔から住んでいる住民でも、

それらの情報を知らないことは多いだろう。旧住民が地域の歴史や偉人を知ること、地域のアイデンティティや誇りを肌で感じることに繋がる可能性がある。また、地域の歴史や偉人を周知することによる効果は、他地域から転入してきた新住民により影響をもたらす。新たに転入してきた人々にとって、新天地での生活は不安が多い。そこで、地域の歴史や風土を知ること、生活の送り方に対する不安を減らすことが容易になる。現代では、ネットを利用して情報を得る人が多い。しかし、図書館で情報を収集することで、信憑性の高い専門的な情報が得られることとなるだろう。

このように捉えると、2つ目の取り組みで期待できる地域貢献の効果は、地域で暮らすための信憑性の高い情報や知恵を地域史等の図書から得ることができるとともに、マスメディアで扱われやすい有名な情報の陰に隠れてしまいがちな各地域の重要な情報に焦点を当てることができるところにある。これにより、地域住民は新旧問わず、その地域で暮らすことに誇りを感じることができるのだ。

青木村図書館の一部の取り組みを取りあげたが、図書館には地域やの思考やニーズに合わせた情報発信等の取り組みである地域情報化が行われ、地域住民の生活の質を向上させることで地域に貢献していることが分かる。また、図書館の取り組みには地域の行政と協働している事業もあり、図書館が地域に根付いていることが窺えた。

第3節 司書に求められる役割

前節では図書館の取り組みを見てきたわけだが、それらを実践する主体は司書である。そのため、司書の提供するサービスが、図書館が地域に貢献する地域情報メディアとなれるかを決めると言っても過言では無い。司書の職務としては、図書館資料の選択や受注及び受入れ、分類、目録作成、貸出業務等にまで至る。これらの業務は見方を変えると、図書館利用者の情報へのアクセス権を保護することとなる。

しかし、現代では司書ではなく非正規社員や民間活力を導入する公共図書館が増えており、司書の専門的知識によらない運営が行われているケースもある。また、司書の仕事は前段落でも取りあげたように幅広いが、利用者目線からは貸出業務にしか目が行かない。蔵書を見ても各図書館は似たり寄ったりであり、無償で貸出しを行う図書館として地域の公共施設としての図書館の意義を失いつつあるのではないかという批判も見られる。この要因としては、戦後の公共図書館を発展させ現在にまで至る貸出し中心のサービス論があると圓福氏は提起する。現在も昔も、図書館は図書資料の貸出しが主な機能に位置づけられ、貸出しの多さがサービスの充実度としてみられがちだ。

このレポートで何度も述べてきたように、現代は知識純化型社会へ移行している。前段落に見られる図書館の問題点は社会への変化に対応していない。貸出サービス論は、情報の発信者と受け手を分離して確立させるため知識の循環がおこらない。図書館の基礎的なレベルが一定に達している現状では、各公共図書館は地域に根ざし、知識循環型社会で求められる役割を果たすために、サービスの在り方を変える必要がある。そのためには、現

場で働く司書が各地域の利用者のニーズを汲み取り、独自のサービス展開と情報の循環を促さなければならない。図書館を管轄する自治体と現場の司書には、図書館を貸出サービスの場から情報サービスの場へ移行する努力が求められる。情報サービスの場への移行のためには、どのような取り組みができるのかについては次の章で述べていきたい。

第4節 2章からの考察

全体の考察を後にするため、この節では端的にこの章をまとめていきたい。地域の図書館に求められる地域情報メディアの性格とは、地域や住民のニーズを各地域の図書館が独自の運営によって汲み取り、地域情報化を行いながら情報サービスの場を提供することが求められている。読書を趣味とする人々への本の貸出しや読書空間の形成にとどまるのではなく、情報の提供と多様な活用を促して知識を社会全体で循環させることがこれからの時代は図書館に求められていくこととなるだろう。貸出サービス中心から情報サービス中心への移行は、図書館で情報を得て活用することによる情報の高付加価値化が必須である。これは、司書という専門的知識を有した職員の取り組みや地域に密着したサービス提供により可能となる。以上が第2章の考察である。

第3章 デジタル化時代の図書館の取り組みによる効果と懸念点

知識循環型社会では、情報のデジタル化が伴う。ネットの普及やIT技術の活用により、印刷物としてのデータ以上にデジタル化した情報の方が便利に利活用できる。第2章で見た図書館に求められる情報サービスにおいても、情報のデータ化による利活用の促進が必須となる。それでは、図書館の取り組みに見られる情報のデジタル化は何で、どのような効果と懸念点があるだろうか。

取り組みとしてまず挙げられるのは、ネットを活用したレファレンスサービスやデジタルアーカイブの導入である。例としては、札幌市中央図書館の新札幌市史デジタルアーカイブがある。講義でも指摘されたが、地域史は図書館の書棚に鎮座したままである事が多い。鎮座したままでは情報を活用するどころか、行き届くまでに時間がかかる。しかし、デジタル化を行えば情報を得たい人がその地域に赴かなくても情報を得られることとなる。そのため、デジタル化によって物理的に遠くにある情報へのアクセスを容易にする効果があるだろう。実際に私も歴史の授業でこのデジタルアーカイブを用いて学習をした。また、新札幌市史デジタルアーカイブでは、記事のテーマに関連する人物や歴史事象についての他の情報や資料を別途閲覧することができる。従来の紙媒体の地域史では、その地域の事象のみに限定されてしまうため、より多くの資料を集める手間がかかる。一方で、デジタルアーカイブでは当該資料から他の資料へのアクセスに手間がかからない。このように、情報を集める手間が省けるといふ効果も持つ。

地域の図書館に限らなければ、電子図書館の存在が図書館におけるデジタル化と大きく関わってくる。今回は国立国会図書館のデジタル化に注目する。デジタル化の目的として

は、「すなわち、館は、財源の確保に努め、所蔵資料のデジタル化を進めることにより、デジタル化した資料を原資料の代替として提供することで原資料を保存し、検索の利便性や障害者を含むあらゆる人々の利用可能性を高め、また、関係機関等との有機的な連携により知識・文化の基盤を構築することを目指す。²⁾」と掲げている。従来の紙媒体の資料では使用による摩耗や紛失によって、長い期間の使用と保管が難しい。一方で、デジタル化を進めることで原物は大切に保管されるが、情報はネットを解して得ることができるのである。また、先ほども述べたように簡単に情報が欲しくても簡単にアクセスできない人々がいるが、目的に提示されたように、デジタル化することで利用可能性は高まるだろう。音声データや画像、動画の付与も可能であるため、字を読めない人や読めても情報についてのイメージが湧かない人への対応ができる。これがデジタル化による効果において最も重要なものではないだろうか。

以上を整理すると、図書館における情報のデジタル化の効果は、利用したい情報を手間を掛けずに収集することを可能にし、情報を利用したい人と情報との物理的距離を縮め、情報の利用可能性を高める効果がある。これにより、より多くの人々が情報を獲得することができ、知識が循環しやすい基盤を形成することに繋がるのではないだろうか。

ただし、情報のデジタル化による懸念点もある。情報のデジタル化に完全に移行しすぎてしまうと、デジタル化に対応できていない人や紙媒体で情報を得たい人と、デジタル化による利益がある人の情報格差が発生してしまう。特に、高齢者などはデジタル化に十分に対応できないことが考えられる。前段落で取りあげた国立国会図書館のデジタル化の目的で掲げた「利用可能性を高める」と言う目的にそぐわない。そのため、デジタル化によるメリットを受けられない人々への配慮が必要となる。配慮は図書館の司書に求められることとなるだろう。情報の内容に対するニーズだけでなく、デジタル化の要求や紙媒体利用のニーズもまた図書館利用者のニーズに位置づけられる。情報の多面的利用を可能とすることで、図書館の利便性と司書の職の専門性を確保することにも繋がる。

もう一つ懸念点を挙げたいと思う。それは、システム障害により情報へのアクセスが不可能になることや、ウイルス対策を怠れば情報は悪用や改竄されることとなり、信憑性がなくなる。デジタル化の時代においても、やはりモノが存在することで安心感と信頼性を得やすい。情報のデジタルへの移行やデジタルデータの保管において、どれだけ利用者に信頼して利用してもらえるかが鍵となるだろう。これも、現場に委ねられることにはなるが現場だけでなく、デジタル化を推進する国や自治体、さらには導入するサービスを運営する企業にも責任が求められる。

この章で見てきたように、デジタル化は情報の利用可能性を高め、情報を知識として循環させる効果を持つ。その反面、デジタル化によって排除される人や情報に対する信憑性

²⁾ 国立国会図書館 (2021 年)「資料デジタル化基本計画 2021-2025」『1 デジタル化の目的』 https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_plan2021.pdf

と安全が確保されにくくなるという懸念点もある。そのため、図書館にはデジタル化と従来のサービスの両方の質を高めることが求められる。

第4章 考察

このレポートテーマに掲げた図書館の地域情報メディアの意義は何かについて、各章をもとに考察していきたい。

従来の図書館は貸出サービスが中心であり、情報を集約して提供する役割が確立していた。しかし、情報が高度化し、知識の循環が求められる現代においては、情報の提供者としての役割以上のことが求められている。それは、情報のデジタル化によって情報を多くの人が利用できるようにして、循環させる一主体となることである。つまり、地域情報メディアになるということである。そのためには、現場で働く司書が専門性を用いて、地域独自のサービスや運営形態を展開することが必須だ。また、国立国会図書館などの国規模の図書館とは異なり、デジタル化だけでなく従来のサービスに頼る地域の高齢者やデジタル化によって情報格差の影響を受けてしまう人々の手助けをすることが地域の図書館には求められる。

この先、より情報のデジタル化が進み、紙媒体からデジタルデータへの移行が急速に進むことが予測できる。多くの人が情報にアクセスでき、情報を知識として循環するための場を提供し、時代が変化しても誰ひとり取り残すことなく、情報を利用できるような機会を保障する。これが、地域情報メディアとして図書館に求められる意義ではないだろうか。

参考文献

- [1] e-GOV 「法令検索 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000118>
(最終閲覧 2022/07/28)
- [2] 国立国会図書館（2021年）「資料デジタル化基本計画 2021－2025」『1 デジタル化の目的』https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_plan2021.pdf
(最終閲覧 2022/07/25)
- [3] 国際文化研究紀要 圓福英樹（2006）「司書の役割と専門性について－貸出サービスから情報サービスへ－」<file:///C:/Users/sotaf/Downloads/KJ00004701862.pdf>
(最終閲覧 2022/07/27)
- [4] 文部科学省 「社会教育主事・社会教育委員・司書に関すること」『司書について』
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/index.htm
(最終閲覧 2022/07/23)

上記の他、ゼミでの調査資料を参考にしている。